

平成28年度初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施要項

さいたま市教育委員会

1 目的

初めて教職に就く臨時的任用教員（以下「初めての臨時的任用教員」という）を対象として、教育についての基本的事項に関する研修を行い、教師としての使命感、倫理感、実践的な指導力を養うことを目的とする。

2 対象

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校臨時的任用教員（県費負担職員。ただし、非常勤講師を除く。）として勤務し、且つ、原則として教職に就くのが初めての者とする。

3 期間

臨時的任用期間内とする。

4 研修計画の作成

- (1) 教育委員会は、「初めて教職に就く臨時的任用教員研修実施計画」（以下「実施計画」という）を作成する。
- (2) 初めての臨時的任用教員が所属する学校の校長は、実施計画に基づき、学校研修計画を作成するものとする。

5 研修の実施

- (1) 教育委員会は、実施計画に基づき、教育研究所、職員研修センター等において、初めての臨時的任用教員の研修を実施するものとする。
- (2) 学校は、学校研修計画に基づき、校内において初めての臨時的任用教員の研修を実施するものとする。また、校長、教頭及び主幹教諭等は当該教員が日常的な実践において、OJT※を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められる方策を講じるものとする。

6 細則

この実施要項の細則は別に定める。

附 則

この実施要項に定める事項は、平成28年4月1日より施行する。

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）